

## 社会福祉法人 St. Michael's 役員および評議員報酬規程

### (目 的)

第1条 この規程は、社会福祉法人 St. Michael's の役員及び評議員、評議員選任・解任委員(以下「役員等」という。)の報酬等について定めるものである。

### (定 義)

第2条 本規程でいう役員とは、理事及び監事をいう。

2 報酬は、法人と委任関係にある役員等の職務執行の対価として支払われるものである。

3 所定週2日以上勤務に該当しない役員等を対象に以下の各条を適用するものとする。

### (理事会及び評議員会の出席報酬等)

第3条 理事長及び理事が理事会に出席したときは、別表1により1日分の報酬及び実費弁償費を支払うことができる。なお、同日にあわせて法人の業務を行った場合であっても、第4条の報酬及び実費弁償費はこれを支払わないものとする。

2 評議員が評議員会に出席したときは、別表1により1日分の報酬及び実費弁償費を支払うことができる。評議員会にあわせて法人の業務を行った場合は、第4条の報酬及び実費弁償費はこれを支払わないものとする。

3 評議員選任・解任委員が評議員選任・解任委員会に出席したときは、別表1により1日分の報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

4 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費を支払うものとする。

### (役員及び評議員の勤務報酬等)

第4条 理事長等が理事会及び評議員会に出席する以外の日において、法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表2により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

2 理事が理事会に出席する以外の日において、理事長等の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表2により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

3 評議員が評議員会に出席する以外の日において理事長等の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表2により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

4 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費を支払うものとする。

### (出張旅費)

第5条 役員等が、法人業務のため出張する場合は、別表3により報酬及び旅費等を支給することができる。

- 2 旅費は、実費を支給する。
- 3 業務遂行に必要な経費を、実費を原則として支給できる。

(兼務役員)

第6条 施設の職員を兼務する役員は、施設の職員としての業務を除く法人職務に限り、この規程を適用することができる。

(報酬総額等)

第7条 役員及び評議員への報酬総額は、次のとおりとする。

- (1)この法人の全理事の報酬総額は、年間100万円以内とする。
- (2)この法人の全監事の報酬総額は、年間100万円以内とする。
- (3)この法人の全評議員及び評議員選任・解任委員の報酬総額は、年間100万円以内とする。

(改 正)

第8条 本規程の改正は、理事会及び評議員会の議決を経なければならないものとする。

付 則 この規程は、2017年4月1日より適用する。

別表1 役員等の報酬（日額）

名 称	報 酬	実費弁償
理事会出席報酬等	10,000 円	円
評議員会出席報酬等	10,000 円	円
評議員選任・解任委員	10,000 円	円

別表2（日額）

名 称	報 酬	実費弁償
理事長等業務報酬等	5,000 円	
理事・評議員業務報酬等	5,000 円	
決算に係る監事監査報酬等	15,000 円	
会計監事による月次監査等	30,000 円	

別表3（日額）

旅 費	宿泊費	報 酬	その他
実 費	20,000円以内	5,000 円	実 費